

取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第21条の3の規定に基づき、幹事取引参加者が整備する上場適格性調査体制について、必要な事項を定める。

2 前項の上場適格性調査体制の整備は、幹事取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の取引参加者として本所の市場への上場の適格性に関する調査の水準を維持・向上し、もって本所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則において別に定める場合を除き、有価証券上場規程（その特例を含む。）において定めるところによるものとする。

(上場適格性調査の実施)

第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。

(1) 新規上場申請（JASDAQ又は社会資本整備市場への新規上場申請は除く。）が行われる株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を除く。）

株券上場審査基準第2条第1項各号に掲げる事項

(2) JASDAQへの新規上場申請が行われる株券（JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第15

条の規定の適用を受ける株券を除く。)

JQ有価証券上場規程第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項

(3) 社会資本整備市場への新規上場申請が行われる株券等

社会資本整備市場上場審査基準第2条各号に掲げる事項

(4) 外国投資証券

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第6条各号に掲げる

事項

(5) ベンチャーファンド

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例第6条各号に掲げる事項

(6) 不動産投資信託証券

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第3号に掲げる事項

(監査人からの意見聴取)

第4条 幹事取引参加者は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(幹事取引参加者の交代等があった場合の対応)

第5条 幹事取引参加者は、新規上場申請を行おうとする者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(1) 指名を予定していた幹事取引参加者の交代

(2) 選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代

(3) 新規上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(社内記録の作成，保存)

第6条 幹事取引参加者は，新規上場申請を行った者に対する上場適格性調査について，次の各号に掲げる社内記録を作成し，新規上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(上場日までの企業動向の把握)

第7条 幹事取引参加者は，新規上場申請を行った者について，当該新規上場申請後，上場日までの期間において，上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には，直ちに当該事象に係る内容を本所へ報告するものとする。

(上場適格性調査の独立性の確保)

第8条 幹事取引参加者は，次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし，幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと本所が認める場合は，この限りでない。

- (1) 上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。
- (2) 上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は，新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- (3) 上場適格性調査部門を担当する役員は，新規上場案件等を獲得するための営業推進業務を行う部門及び新規上場を申請する者に対する指導業務を行う部門を担当しないこと。

(社内規則等の制定)

第9条 幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(社内検査の実施)

第10条 幹事取引参加者は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。